

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース



発行人 岩本邦雄
編集 岩本邦雄
発行所 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局
〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄
TEL&FAX 045-751-1010

関東ブロック連絡協議会開催

全施連関東ブロック連絡協議会が平成25年8月5日午後一時から東京人形町区民会館で開催され、関東各県代表と南副理事長も高知から参加し、全国大会や最新の情報について話し合いをしました。

主な議題は全施連全国大会に臨むに当たって情勢認識の共有化と障害支援区分について情報交換と意見交換でした。

岩本副理事長の司会進行で始められた。

全施連全国大会に臨む情勢の共有化

全施連全国大会 in 札幌について

本件の審議に先立ち、関東ブロックにおける各県の今日現在の参加申し込みの状況が、次のとおり報告された。

- ・千葉県14名、神奈川県15名、埼玉県16名、埼玉県2名、東京都3名、群馬県5名、10名、栃木県2名、3名、茨城県3名、4名、十別に8名。

①基調講演とシンポジウムへの期待と要望

◆基調講演のテーマは、「新しい施設像とは？」

となつていく。「かくあるべき論」については組織運動論の立場から必要ではあるが、それをどのように実現していくかというプロセスも大事である。

◆シンポジウムは基調講演を基に行われるが、内容的には全施連PTが2年かけてまとめた「入所施設のあり方」(提言)を中心に進めたい。

②全員参加型討論会への期待と要望

◆「入所施設のあり方」については、「かくあるべし論」と現状実態とのギャップなどのようにして埋めるのみに配慮する必要がある。

◆新しい施設像については、今の入所施設を

残そうとする防壁の姿勢ではだめだと考え打ち出したことは理解できる。

民主党政権下での骨格提言では10年後には入所施設はなくなるという議論であった。

「終の住処」にも関連して、新たな考え方もとづく施設の必要性を訴える攻めの姿勢が重要である。

全施連が新しい施設像を提言としてまとめ、障害団体に示した結果で入所施設を全廃するという流れの防波堤になつていく。

◆「新しい施設像」具体化のステップについては、親の希望・心配・疑問等に応える形でまとめたい必要がある。そのため親サイドの意識のレベルアップも不可欠である。

障害程度区分の検討動向 (現況報告と意見交換)

①障害程度区分の現況報告

◆国は、介護保険との統合を諦めておらず、現

構想の小規模化を続けたい。10年後には施設解体がかなり進むであろう懸念がある。

◆家族に入所施設がないことも懸念である。

家族会が一致団結して行動できるように危機感を共有できるように努めなければならぬ。

◆厚生労働省では、グループホーム、ケアホームの一元化、65歳からの医療費2割負担、入院3か月問題など、介護保険との統合を視野に入れた動きが進んでいる。大方の施設ではこれに対する緊迫感が薄いとされる。

◆障害支援区分の決め方は、時間計算からポイント制になるのでは、ないかと思うが、現状では、上位区分への変更割合など市町村格差が大きいため注目に値する必要がある。

ら意見書が紹介された。

◆関東ブロック協議会運営規則、細則の議定

本件については、目的について全施連の方針と整合性をとるべきとの意見があり、その点について修正することになった。

◆その他

◆全施連会費改定について (改定への意見交換)

本件については、こちらあたりで組織的な最終結論を出すべきであり、10月23日開催の全施連理事会では、各県の状況にも配慮した弾力的な改定案をもとに結論を出すことが望ましいとの意見が出された。

◆全施連 ニュース4号、5号 (発行済み)

本件に関し、岩本副理事長から次回以降、時期を逸しないよう発行したいとの発言があった。

施設等における権利擁護を考える

利用者と支援者、いずれもが人として権利を守られる、虐待のない支援現場をつくるために

やまゆり知的障害児者生活サポート協会主催の研修会に参加しました。この講演会は虐待防止法施行後の福祉施設等の実情を踏まえ、虐待のない支援現場を作るために必要なこと、福祉施設等における権利擁護を考えるための視点について、当事者、家族、支援者が共に学ぶ機会をという講演会でしたが、主に施設の支援者を対象とした講演内容でした。しかし家族として、施設及び支援員に対してどのような視点で見守って行けば良いかを勉強する良い機会でした。

障害者のみでなく、

家族も職員も

◆ウエルフェアからウエルビーイングへ(注)ウエルヘア・救済、障害者支援(注)ウエルビーイング…すべて人々の幸福の追求(自己実現)これまでの考え方は障害者のみ限定的であり、支援者も家族も守られるべきである。つまり、障害のある人が施設利用することに満足し、職員のケア

に満足すること。

家族は施設に預けて良かった、職員に会えて良かったと感じられること。

職員は施設に勤務して良かった、同僚と働けることに喜びを感じ、この仕事を選んで良かったと思えること。

これがウエルビーイングである。以上の三者が同等であるべきである。

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法は、施設職員が対応の根拠の説明責任をきちんと果たすことで、利用者がパニックを起こした時の自傷行為や職員に対する暴行に対して身体拘束を含むガイドラインに従った対応が取れることが出来る。

勿論、前もって、パニックの原因、医師による診断、パニックに対する対応について、事前説明を行い、親の了解を得ておく必要がある。

その対応について説明責任を果たすためには、根拠(エビデンス)を証明、証人、理由、状況)を明確にしておく必要がある。

施設職員による不適切な関わりはどのように起るのか

①知的障害者施設職員の専門性の不足

職員不足から資格を持たずに働く職員が少なくないのが現状。

また、養成校における障害者の科目が少なく、障害者の権利擁護や制度や政策に関する事柄が中心であり、障害者に対するケア、生活支援に関する科目が無いことから、現場で学ぶしかないのが現状。

②経験至上主義の施設のケア体制

社会福祉養成校における知的障害者生活支援(ケア)に関して専門教育が不足しているため、生活支援については各施設にゆだねられている。

その結果「経験の継承」が重視され、明確な根拠がないまま支援が行われている。そして、「事故」を防止するために主眼が置かれ、「ヒヤリハット」の導入を進める施設が増えていくが、「事故・事件」が発生した際の対応が整備されていない施設も多く、対応自体が遅れがちとなり、職員のミスを隠蔽する行為も実際には見られている。

③高い離職率

社会福祉施設職員の待遇が低いこと、職場の人間関係の問題などから職員の退職が頻繁に見られ、現場で経験を積み重ね、研修会への出席などの経験を持つ職員が10年を待たず、辞める現状から、多くの施設に於いて経験年数の長い管理職と経験年数が短い職員という体制が一般化して、30代職員の空洞化が進んでいる。そのジェネレーションギャップは大きな溝を生み、チームワーク

を阻害していると言えよう。

虐待行為を行う

知的障害者施設の問題

①支援の効率化

施設において限られた職員体制によって、入浴、食事、睡眠など個々の利用者の支援が、時間に追われ機械的、効率化優先の支援になってしまい、個々の利用者を中心にする支援が十分に出来ない現状にある。

②職員による誤った援助技術

パニックの対応のトレーニングが浸透してないので、職員の自己流の対応を迫られている。そこで、職員が利用者からの暴力で怪我をするケースもあり、利

虐待をなくすために、これから取り組まなければならない課題

①利用者とその家族に対する施設の説明責任と信頼関係の強化

施設は利用者や家族に科学的根拠に基づく支援内容について十分な「説明責任」を果たし、信頼関係の構築にさらに取り組む必要がある。また、利用者や家族は施設職員に利用者の生育歴など必要な情報を伝えることでより充実した支援が行われることを理解していただく必要がある。

②危機管理体制の確立

障害児者の施設において、利用者のパニック対応や突発的な事件・事故は日常の支援においては発生する可能性は高い。それは、利用者の自己管理能力が不十分であり、支援職員の引き継ぎミスなどから考えられる。従って、具体的な対応法を確立し、ガイドラインを作成し、職場内においての事件・事故報告体制を確立しておくことが危機管理体制作りには欠かせない。

③職員の専門性の向上・研修会への活用と積極的参加

障害児者施設における利用者との関わり方についての専門の対応方法は個別の利用者ごとに異なり、高い専門性が要求されることから、職員は研修会への出席のみならず、自ら資料を読み、個人としてチームとして高いパフォーマンスを発揮できるように準備をしていく必要がある。研修会や研究会等に参加し、得た知識を実践に活かして行く専門家集団を目指していくことが大切である。

用者を羽交い締めにして、強制的に押さえ込もうとする行為も報告されており、利用者が必要以上の恐怖心を与えているケースも存在している。

③職員による意図的な虐待

職員の中には利用者や力によってコントロールしようとする人も存在している。そのような行為が続く中で良心が麻痺し、虐待行為に繋がったケースもある。

また、利用者をストレス発散や性の対象とする職員も存在しており、法人が職員採用時のチェック体制が現時点ではきわめて難しいのが現状である。